

全日本理工科系学生空手道連盟

規 約

昭和59年 9月30日制定

第1章 総則

- 第1条 本連盟は全日本理工科系学生空手道連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は事務局長の勤務先又は自宅に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟の目的は次の通りとする。
(1) 空手道を通じて、理工科系学生の交流を図り、親睦を深める。
(2) 理工学部学ぶ学生同志が技を競い合い、自己の練成に努め、相互の人格向上を目指す。
(3) 空手道の発展に貢献する。
第4条 本連盟は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。
(1) 全日本理工科系学生空手道選手権大会の開催。
(2) 審判研修会、合同練習会の開催。
(3) 学生及びOB親睦会の開催。
(4) その他、目的を達成する為の必要な事業。

第3章 加盟大学

- 第5条 本連盟の加盟大学は理工科系学部の学生が参加する大学空手道部であつて、当該大学の学校当局により公認された運動部で、第2章に賛同するものをもって組織する。
2. 加盟大学は原則として理工科系単科大学とする。
但し、別に定める加盟審査細則により承認された場合はその限りではない。
第6条 本連盟に加盟を希望する大学は所定の加盟申込書を理事長に提出しなければならない。
2. 前項の加盟申込書を受理し、加盟審査細則により加盟が承認された場合、加盟承認を当該大学に通知するものとする。
第6条の2 やむをえない理由により休会あるいは退会を希望する加盟大学は、所定の書面を理事長に提出し、常任理事会の承認を得て休会あるいは退会することができる。
2. 休会の期間は原則1年間とし、常任理事会の承認を得て引き続き1年間延長できるものとする。延長の願い出は所定の書面を理事長に提出すること。
第7条 本連盟の加盟大学は連盟費（年間会費）を毎年5月末日までに納めなければならない。
2. 休会が認められた加盟大学は当該年度の連盟費（年間会費）を免除される。

第4章 役員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
(1) 理事長 1名
(2) 副理事長 2名
(3) 特別顧問 若干名
(4) 顧問 若干名
(5) 常任相談役 若干名
(6) 常任理事 若干名
(7) 理事 連盟規約に定めるとおり
(8) 専門部会・部長（指導・審判・監督） 各1名
(9) 事務局長 1名
(10) 事務局次長 3名
(11) 会計 1名
(12) 監査 2名
(13) 学生委員長 1名
2. 専門部会は指導、審判、監督部会で構成され、各加盟校が当該空手道部の卒業生より専門部会員を各1名選出する。
但し、指導、審判部会員は選出しなくてもよい。
3. 専門部会・部長は前項により選出された専門部会員の中から各1名選任する。
また、専門部会・部長は理事とする。

4. 理事は各加盟校が卒業生より1名以上3名以内で選出する。
 5. 常任理事は理事の互選により選任する。
 6. 理事長及び副理事長は常任理事の互選により選任する。
 7. 事務局長及び事務局次長並びに会計は常任理事会にて、事務局員の中から選任する。
 8. 監査は各加盟校の卒業生より常任理事会にて委嘱する
 9. 常任相談役は各加盟校の卒業生あるいは空手道部部長より常任理事会にて委嘱する。
 10. 特別顧問、顧問は常任理事会の推薦により総会での承認を経て委嘱する。
 11. 学生委員長は大会主管校が1名選出する。
 12. 学生委員は加盟校が当該空手道部部員の中から1名選出する。
- 第9条 理事長は本連盟を代表する。
2. 理事長は常任理事会を代表し、常任理事会の決定に従って本連盟の業務を統括する。
 3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。
 4. 理事長及び副理事長以外の常任理事は常任理事会に於いて本連盟の運営業務を行なう。
 5. 理事は理事会を構成し、その権限に属する事項を議決する。
 6. 専門部会・部長は各専門部員の意志を代表し、その統括及び常任理事会及び理事会の決定事項に従い、業務の執行にあたる。
 7. 事務局長は本連盟の事務管理を統括し、円滑な業務運営に努める。また、文書管理、渉外、事務連絡、その他の一般事務管理を行なう。
 8. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。
 9. 会計は本連盟の運営に伴う財務会計に関する管理運用を行なう。
但し、大会主管校が行なうべき会計業務は除く。
 10. 監査は本連盟の資産の状況を監査し、理事会に報告する。
- 第10条 特別顧問は本連盟の目的に関し、理事の諮問に応ずる。
- 第11条 顧問は本連盟の目的及び事業に関し、理事の諮問に応ずる。
- 第12条 常任相談役は本連盟の運営に関し、理事の諮問に応ずる。
- 第13条 学生委員長は学生委員の意志を代表し、その統括及び常任理事会及び理事会の決定事項に従い、業務の執行にあたる。
- 第14条 学生委員は本連盟と各加盟校の連絡にあたりとともに、常任理事及び理事に協力して本連盟の業務の実施にあたるものとする。
- 第15条 学生委員長を除く役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 学生委員長の任期は1年とする。
 3. 役員に欠員を生じた場合にはこれを補充し、その任期は前任者の残留期間とする。

第5章 会議

- 第16条 本連盟の会議は常任理事会、理事会、学生委員会とする。
- 第17条 常任理事会は理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。
2. 常任理事会は理事長が必要と認めたときに招集するほか、構成員の1/3以上からの要求のあったときに招集する。
 3. 常任理事会の招集はその招集日前7日迄に議題を記載した文書をもって、理事長から各構成員宛に通知して行なわなければならない。
 4. 常任理事会は構成員の過半数以上の出席がなければ、効力を発揮しない。
 5. 常任理事会に於いては理事長が議長となる。
 6. 常任理事会への議決は出席した構成員の過半数でこれを議決する。
 7. 常任理事は止むを得ない場合に限り、書面をもって他の常任理事に委任することができる。
この場合、第4項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 第18条 常任理事会に於いてはこの規約に別に定める事項のほか、次の事項を決定する。
- (1) 連盟費（年間会費）の決定及び変更
 - (2) 業務を執行する為の方針に関する事項
 - (3) 各役員の選任に関する事項
 - (4) 規約の改正
 - (5) 休会および退会についての承認
 - (6) 前各号に掲げる業務のほか、常任理事会に於いて必要と認めた事項

- 第19条 理事会は理事長・副理事長・理事をもって構成し、毎年3回通常理事会を開催し、理事長が必要と認めたとき及び理事の1/3以上から要求のあったときは臨時理事会を開催する。
尚、学生も出席できるが議決権は有しない。
2. 理事会は理事の1/3以上が出席しなければ議事を議決することは出来ない。
 3. 理事会に於いては理事長が議長となる。
 4. 理事は止むを得ない場合に限り、書面をもって他の出席理事に委任することが出来る。この場合、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
 5. 理事会は第17条第3項及び第6項を準用する。
- 第20条 この規約に別に定めるもののほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。
- (1) 毎事業年度の事業計画、及び予算の決定と決算承認。
- 第21条 学生委員会は当該空手道部部員により選出された学生委員をもって構成する。
2. 学生委員会は常任理事会が必要と認めた時、及び学生委員長が必要と認めた時は開催することができる。
 3. 学生委員会は構成員の1/3以上が出席しなければ議事を議決する事は出来ない。
 4. 学生委員会に於いては学生委員長が議長となる。
 5. 学生委員は止むを得ない場合に限り、所属大学の空手道部部員を代理人として出席させ、又は他の出席委員に委任することができる。この場合、第3項の規定の適用については出席したものとみなす。
 6. 学生委員会は第17条第3項及び第6項を準用する。

第6章 総会

- 第22条 総会は毎年1回開催する。
2. 総会の招集は少なくとも、1ヶ月以前にその日時、場所及び議題等を記載した書面をもって通知する。
- 第23条 総会においては下記の事項を報告する。
- (1) 事業報告、会計報告及び監査報告に関する事項
 - (2) 事業計画、予算に関する事項
 - (3) 役員の選任に関する事項
 - (4) その他、理事会が必要と認めた事項

第7章 大会運営

- 第24条 全日本理工科系学生空手道選手権大会を別に定める大会運営細則に基づき、年1回開催する。

第8章 会計

- 第25条 本連盟の経費は次の収入をもって支弁する。
- (1) 連盟費（年間会費）
 - (2) 大会参加費
 - (3) 寄付金及びその他の収入
- 第26条 本連盟の会計報告は年1回行なう。

第9章 雑則

- 第27条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は常任理事会が定める。
- 第28条 この規約の改正は常任理事会の2/3以上の多数による議決を要する。

付則

この規約は昭和59年09月30日 から施行する
平成04年04月01日 改正

平成05年09月18日 改正
平成19年04月01日 改正
平成29年05月28日 改正
平成30年05月12日 改正
平成31年03月09日 改正
令和02年08月04日 改正
令和08年07月26日 改定

大会運営細則

第1章 大会主管校

第1条 大会主管校は加盟校の持ち回りを原則とし常任理事会に於いて、推薦し決定する。

2. 記念大会を開催する場合は本連盟が主管とする。

第2条 大会主管校は理事会に於いて、次の事項の承認を必要とする。

(1) 大会役員、学生委員長の選出

(2) 大会予算の決定

(3) 大会決算の報告

第3条 大会主管校の任期は4月1日から翌年3月31日迄とし、必要事項を次の大会主管校に引き継ぐことにより終了する。

第2章 大会役員

第4条 大会では本連盟の役員のほかに次の役員を置く。

(1) 大会会長 1名

(2) 大会顧問 若干名

(3) 大会相談役 若干名

(4) 大会実行委員長 1名

(5) 監査長 1名

(6) 監査役 若干名

(7) 審判長 1名

(8) 審判員 若干名

2. 大会会長及び大会実行委員長は大会主管校が選出し、理事会にて決定する。

3. 大会顧問は各加盟校の師範より常任理事会にて委嘱する。

4. 大会相談役は各加盟校の空手道部部長より常任理事会にて委嘱する。

5. 監査長及び監査役は常任理事会にて委嘱する。

6. 審判長は審判部会の互選により選出する。

7. 審判員は原則として本連盟が主催する審判研修会に出席している各加盟校の卒業生から選出する。

但し、審判部会において認められた場合はその限りではない。

第5条 大会会長は本大会を代表する。

第6条 実行委員長は常任理事会の決定に従って、大会運営業務を統括する。

第7条 大会顧問は本大会の運営に関し、大会会長の諮問に応ずる。

第8条 大会相談役は本大会の運営に関し、実行委員長の諮問に応ずる。

第9条 監査長、監査役、審判長、審判員は全日本学生空手道連盟の競技規定及び本連盟の大会

申し合わせ事項に従って、大会の監査、審判業務を行なう。

第3章 競技方法

第10条 大会の競技方法は全日本学生空手道連盟の競技規定及び本連盟の大会申し合わせ事項に従って行なう。

第4章 出場資格

第11条 原則として、本連盟に加盟している大学の空手道部に所属する理工科系学部の学部生に限る。但し、加盟審査にて審議され承認された場合は、大学院生も可とする。

2. 出場資格期間は本連盟初回登録時から4年間を上限とする。但し理事会で承認された場合はこの限りではない。

加 盟 審 査 細 則

第 1 章 加盟資格

第 1 条 理工科系学部 of 学生が参加する大学空手道部であつて、当該大学の学校当局により公認された運動部とする。

第 2 条 原則として理工科系単科大学とする。

2. 理工科系単科大学でない場合は下記の条件が満たされている場合のみとする。

- (1) 理工科系の空手道部が同校全体の同部とは別組織であり、その運営が全く独立しており、稽古も別であること。
- (2) 理工科系の空手道部のOB会が存在し、活動していること。但し、創部してからの年数が浅く、OB会の発足に至っていない場合はその限りではない。
- (3) 理工科系の空手道部のOB会が同校全体のOB会とは全く別組織であること。
- (4) 理工科系の空手道部及びOB会が本連盟の事業活動に加盟校としての責務が果たせる組織であること。
- (5) また、加盟審査にて、審議され承認された団体とする。

第 3 条 原則として一校からの参加は一団体とする。但し、理事会並びに常任理事会において了承された場合はその限りではない。

第 2 章 加盟審査及び承認

第 4 条 加盟審査及び承認は理事会並びに常任理事会の議決により行なう。

2. 加盟希望校は本連盟が定める加盟申込書に所定の事項を記入し、事務局を通して理事長へ提出しなければならない。
3. 理事長は前項の加盟申込書を受理した場合、理事会を招集し提出された書類により審議し議決する。
4. 理事長は前項の理事会で承認された場合のみ、常任理事会を招集し提出された書類により審議し議決する。
5. 理事長は前項の常任理事会で承認された場合、事務局を通して当該大学に所定の書面にて通知する。

慶弔金細則

第1章 目的

第1条 この細則は全日本理工科系学生空手道連盟（以下「本連盟」という）規約第3条及び第4条により、本連盟役員又は加盟校OB会代表者若しくはそれに準ずる役員にかかる慶弔事案が生じた場合において支出する慶弔金について定めることを目的とする。

第2章 手続

- 第2条 本連盟事務局員は前条に定める慶弔事案が発生した場合には速やかに本連盟事務局長まで届けるものとする。
2. 事務局長は前項の届け出に基づき、その事実関係を確認の上、理事長の承認を得てこの細則を適用する。

第3章 慶弔金

- 第3条 本連盟は本連盟加盟校において開催する10周年ごとの記念行事に際して、祝賀金として金壱万円を贈呈し、理事長名による生花一基を供する。
- 第4条 本連盟は本連盟規約第8条による役員又は加盟校OB会代表者若しくはそれに準ずる役員の逝去に際し、弔慰金として金壱万円を奉呈し、理事長名による生花一基を供する。
- 第5条 第3条、第4条の呈上に対する返礼は辞退することとする。

付則

この細則は平成19年04月01日発効
平成30年05月12日改正
令和08年07月26日改定